

令和 6 年度 募集要項

幼保連携型認定こども園 同朋わくわく園

はじめに

当園は令和4年度(令和4年4月1日～)に、開園し、現在2号3号認定の定員90名に、令和6年度より1号認定の子ども6名を含めた合計96名の定員の幼保連携型認定こども園です。

※幼保連携型 認定こども園とは、教育と保育を一体的に行う施設として、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

教育・保育方針

◎豊かな人間性を育む

- ・一人一人を大切にされた保育を行い子どもの最善の利益を保障する。
- ・家庭や地域と連携を図り必要な子育て支援を行う。
- ・養護と教育が一体となった保育を行い豊かな人間性を持った子どもを育成する。

教育・保育目標

◎心も身体も健康な子どもに

- ・何事にも積極的に取り組める子どもに
- ・気持ちよくあいさつができる子どもに
- ・自分や友だち、物を大切にする子どもに

1. 令和6年度募集人員（1号認定子ども）

5歳児（平成30年4月2日～平成31年4月1日生）	2名
4歳児（平成31年4月2日～令和 2年4月1日生）	2名
3歳児（令和 2年4月2日～令和 3年4月1日生）	1名
満3歳児（令和3年4月2日～令和 4年4月1日生）	1名

※当園の募集要件には、下記に該当する場合に優先枠での入園が可能になります。

但し、年度により年齢ごとの募集人数が異なりますので、優先枠での入園を約束するものではありません。（優先枠でも応募人数によっては抽選となる場合があります。）

- ①すでに2号認定で在園し、1号認定に移行する場合。
- ②当法人の入所施設に在籍している場合。
- ③在園している兄弟がいる場合。
- ④当園の連携施設の小規模保育園卒園児の場合。
- ⑤上記①②③④の条件と徴収金等において滞納の実態がない場合。

※優先枠以外の方で、募集人員内での応募の場合は、結果連絡時に面接日を決定します。

なお、募集人員を上回る申し込みがあった場合は、抽選とします。また、優先枠での利用がある場合は募集人員枠が異なりますのでご了承ください。

※2号認定及び3号認定子どもについては、別途、区役所にて募集があります。

2. 入園にあたって

- ・集団生活を行うにあたって、お子様のことで気になることがあれば、必ず事前にご相談ください。(健康面・発育状態・アレルギーなど)

・入園金は徴収しません。

3. 教育・保育時間

月曜日～金曜日 9：00～15：00

※早朝や午後の預かり保育もあります。(希望者のみ:希望内容により証明書が必要となります)

4. 願書について

当園所定の入園願書を事務所までお出しください。

- ・願書配布

12月1日(金)～

- ・願書受付

随時受付

願書提出後、入園が内定した方は、居住する市町村から「子どものための教育・保育給付に係る支給認定(1号認定)」を受ける必要があります。詳しい手続きについては、入園内定後に、お知らせします。

5. その他諸経費

☆保 育 料

- ・令和元年10月より満3歳～5歳児までを対象とした幼児教育保育無償化になっており、教育時間における保育料の徴収はありません。

☆給 食 費 おやつ代

週5日提供します。給食費 5,000円 (1食 250円)

主食費 1,500円 副食費 3,500円

※金融機関から口座での引き落としになります。

☆その他の費用(実費徴収 → 必要時に費用がかかります。)

- ・クラス帽子 1,090円

- ・写真代、園外保育入園料、乗物負担金等は、実施後に実費徴収となります。

☆災害共済給付制度掛金(日本スポーツ振興センター) 年額 240円

※各自でご準備ください。

4歳児(クレパス)

5歳児(クレパス)

☆休業日保育（要相談）

- ・1日（教育標準時間） 1,000円（給食費含む）

☆預かり保育（要相談）

当園では、通常の教育時間以外に預かり保育を実施しています。

預かり保育を希望される方は、入園後、別途申込みをしてください。

料金は別途徴収します。

午前7時00分～8時00分・・・月額1,000円（1回100円）

午前8時00分～9時00分・・・月額1,000円（1回100円）

午後3時00分～4時00分・・・月額1,000円（1回100円）

午後4時00分～5時00分・・・月額1,000円（1回100円）

午後5時00分～6時00分・・・月額1,000円（1回100円）

☆延長保育

午後6時00分～6時30分・・・月額2,500円（おやつ代含む）

午後6時00分～7時00分・・・月額4,500円（おやつ代含む）

※延長保育は月極のみとなっております。月1回でも職場にて勤務が決まっている方はお申し込みください。尚、公共交通機関の遅れ等でやむを得ず遅れる場合はこの限りではありません。

※諸費用につきまして令和5年10月1日現在の金額となっておりますので、今後、変更が生じる場合があります。